

指導行政のポイント

“児童虐待”と学校の責務

菱村 幸彦

児童虐待のニュースが絶えない。なかでも今年1月、東京都江戸川区で実母と義父が7歳の長男に殴るけるの暴行を加えて死亡させた事件は、大きなニュースとなった。

虐待を発見しやすい立場にある

事件後、文部科学省と厚生労働省は、話し合いを行い、学校や児童相談所等の関係機関が連携して、虐待が疑われる子どもの安全確保を徹底することを申し合わせ、それぞれ全国に通知を出した。

文科省通知「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」(平成22年1月26日付け児童生徒課長通知)は、改めて学校における児童虐待防止法の趣旨の徹底を促している。

その内容については、直接、通知をご覧いただくとして(文科省HPの「告示・通達」欄に掲載)、ここでは児童虐待防止法が定める教職員の責務について取り上げたい。

児童虐待防止法が規制の対象としているのは、親の子に対する虐待であり、教職員の体罰等は対象としていない。で、児童虐待防止法における学校の教職員にかかわる規定は、児童虐待の「発見」(5条)と「通告」(6条)の2か条のみである。

まず、同法5条は、「学校の教職員...その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定している。

学校の教職員は、学校生活のみならず、児童・生徒の日常生活面についても観察する機会が多く、児童虐待を発見しやすい立場にある。教職員はそのことを自覚して、児童虐待の早期発見に努めることが求められる。そのためには、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が協力して、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めることが大切だ。

次いで、同法6条は、「児童虐待を受けたと思わ

れる児童を発見した者は速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所...に通告しなければならない」と定めている。つまり、教職員は、虐待を受けたと思われる児童・生徒を発見した場合、迅速に児童相談所や福祉事務所へ通告することが義務づけられている。「早期発見」は努力義務であるが、「通告」は必ず行うべき義務であることに留意されたい。

確証がなくても疑いがあれば通告

教職員は、児童・生徒に接していて、虐待があるのではないかと疑念を持って、事実の確認は難しい。しかし、児童虐待の疑いがある場合には、たとえ確証がなくても、早期発見の観点から、児童相談所等へ連絡や相談をすることが大切だ。

もう1つ重要なことは、児童虐待の対応にあたって、教職員が1人で抱え込まないで、管理職への報告・連絡・相談を徹底し、学校として組織的に取り組むことだ。教育委員会への連絡や相談も重要であることは言うまでもない。

通告にあたっては、守秘義務との関係が気になる。教職員には、守秘義務が課されているから、児童虐待を通告することが、職務上知り得た秘密を外に漏らすことにならないかという懸念である。この点について、児童虐待防止法は、「刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は...通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」(6条3項)と規定して、通告義務が守秘義務に優先することを定めている。

なお、児童虐待への対応として、親権制限の見直しが課題となっている。この問題は、法務省の法制審議会が審議が進められており、平成23年度中に民法改正が行われる予定となっていることを付言しておく。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●2月25日発売! 予約受付中! 管理職選考に頻出する学校教育法等の主要条文をテーマごとに解説!

ザ・特集 No.25『**学校教育法ハンドブック**』 清水俊彦【編】定価 2,520円